公募型比較見積合わせの執行について

令和8年11月5日(木)

大阪市城東区長　吉村　悟

次のとおり、公募型比較見積合わせ(以下「比較見積」とする。)を執行する。

1. 案件情報		
(1)	案件番号	福祉０８１１００４
(2)	案件名称	電気ポットほか24点【城東区役所　保健福祉課（福祉）】買入
(3)	納入期限	令和8年12月18日
(4)	納入場所	仕様書のとおり
2. 日程		
(1)	見積書提出期間	令和8年11月5日午前9時00分～令和8年11月26日午後5時00分（持参の場合、本市の休日を除く。）
(2)	資格審査資料等提出期間	※本案件は資格審査資料の提出は必要ありません。
(3)	仕様書に対する質問期間	令和8年11月5日午前9時00分～令和8年11月12日午後5時00分（持参の場合、本市の休日を除く。）
(4)	質問方法	仕様書に関する質問方法は、質問書（任意書式）を電子メールにより提出すること。 質問先電子メールアドレス　tq0006@city.osaka.lg.jp
(5)	質問回答方法	質問の回答は、令和8年11月19日(木)9時に城東区役所ホームページ上の「入札契約情報」に掲載する。質問がない場合は掲載しないが、見積に関して必要な情報を記載する場合があるため、必ず確認すること。 該当ページのURL　https://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000689736.html
3. 比較見積参加資格		
(1)	登録種目	令和7・8・9年度本市入札参加有資格者名簿に承認種別「01:事務用品・機器」かつ「23:家庭用電気機器」で登録されていること。
(2)	必要な許認可（登録）等	なし
(3)	その他(実績要件等)	なし
(4)	提出方法	持参、郵送、FAX、又はメールにて提出すること。 2.（2）の**提出期限内に必着**。FAXの場合は送信後に着信を電話にて、4.（4)比較見積参加申請の書類提出場所の担当に確認すること。
4. 比較見積参加申請		
(1)	提出書類	物品供給見積書（以下「見積書」とする。）
(2)	提出方法	記入要領に従い作成した見積書を持参又は郵送若しくはFAXにて提出すること。 2.(1)の**提出期間内に必着。**FAXの場合は送信後に着信を電話にて、4.(4)事業担当に確認すること。 ※　併せて見積書の内訳を提出すること。（様式・提出方法は問わない。）
(3)	提出書類交付場所	ホームページにより配布する。 該当ページのURL　https://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000689736.html
(4)	書類提出場所	大阪市城東区中央3-5-45 担当：城東区役所保健福祉課（１階１８番窓口）（福祉）担当 TEL：06-6930-9142 FAX：050-3535-8688

城東区公募型比較見積【共通事項】			
1．比較見積参加資格	（1）	令和７・８・９年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給等・業務委託）に当該案件に応じた種目で登録されていること	
	（2）	①	公告本文に定める比較見積参加資格をすべて満たすものであること
		②	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること
		③	見積書提出日において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
		④	見積書提出日において、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
	（3）	比較見積参加資格の有無は、基準日を別に定める場合を除き見積書提出期限日現在による。	
	（4）	比較見積参加資格の審査は、見積書提出期限後に資格を確認する必要があると認められる者について行い、その他の者については行わない。	
	（5）	比較見積参加資格審査資料（以下「資格審査資料」という。）の提出の必要がある案件については、本市の指定する期限までに、公告本文に定める資格審査資料を提出できること	
２．比較見積参加手続等	（1）	比較見積参加申請 見積書の提出をもって比較見積参加申請とする。	
	（2）	見積書の提出等の手続きは公告本文に定める比較見積参加申請のとおり行うこと	
	（3）	比較見積の辞退 見積書提出後の辞退は認めない。	
	（4）	仕様書等の取得方法 公告日以降に当区ホームページよりダウンロードするものとする。	
	（5）	仕様書等に対する質問及び回答 仕様書等に対する質問、回答の日時、方法については公告本文に定める。	
	（6）	上記(1)～(5)によらない場合は、公告本文に定める。	
３．見積の方法等	（1）	見積書の提出期間は公告本文に定める。	
	（2）	比較見積参加者がない場合は、当該比較見積を取り止める。	
	（3）	見積書の提出	
		①	見積書は、見積金額等、必要な事項がすべて記入されたものを有効なものとして取り扱う。また、見積書にかかる費用は、見積参加者の負担とする。
		②	契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10（軽減税率対象物品の買入については100分の８）に相当する額を加算した金額（加算した金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって契約価格とするので、比較見積参加者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100（軽減税率対象物品の買入については108分の100）に相当する金額を記載すること
		③	見積書の入力は注意して正確に行い、見積書記載例において確認を行ってから見積書の提出を行うこと
		④	見積書の提出は、見積書提出期限までに完了すること
		⑤	見積書の提出にあたっては、提出期限までに余裕をもって見積書の提出を行うこと
		⑥	一旦提出された見積書は、訂正、再提出又は撤回をすることはできない。
４．比較見積の不成立	比較見積の結果、契約の相手方と認められる者（以下、契約候補者という。）がいないときは、当該公募型比較見積は成立しない。不成立となった場合は、その後の措置について再度の公告の可否を含め検討するものとする。		
５．見積の無効	次の場合のいずれかに該当する見積は、これを無効とする。		
	（1）	大阪市契約規則（昭和39年規則第18号）第28条第1項に該当する見積	
	（2）	１に定める比較見積参加資格を有しない者がした見積	
	（3）	本市が指定する様式以外で行った見積	
	（4）	指定する日時までに公告本文に定める資格審査資料を提出しなかった契約候補者がした見積	
	（5）	見積書提出日より見積書提出期限までの間において、比較見積参加者が次の項目に該当する場合	
		①	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。
		②	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
	（6）	見積書提出期限までに当区に対し見積書錯誤理由を書面により提出し、当区が錯誤無効と認めた見積	
６．比較見積参加資格の審査及び契約相手方の決定	（1）	見積書提出期限後、「５.見積の無効」のいずれにも該当しない見積をおこなった者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者を契約候補者として、契約相手方の決定は保留し、契約候補者に当区より連絡する。	
	（2）	予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積をした者が2者以上あるときは、当区が指定する日時・場所において、くじにより契約候補者を決定するものとする。なお、当該見積者のうち、くじを引かない者がいるときは、当該見積に関係のない当区職員が代わってくじを引くことができる。物品売払であって、最高の価格をもって見積をした者が2者以上あるときは、同様にくじにより契約候補者を決定するものとする。	

城東区公募型比較見積【共通事項】			
	（3）	契約相手方の決定を保留した後、契約候補者が比較見積参加資格を有する者であるか審査する。	
	（4）	前号で規定する審査の結果により、契約候補者の取扱いは次のいずれかによるものとする。	
		①	契約候補者が比較見積参加資格を有するものであることを確認した場合は、その者を契約相手方とし、比較見積参加者に通知するものとする。
		②	契約候補者が比較見積参加資格を有しないものであることを確認した場合は、その者の見積を無効とする。この場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積した他の者のうち最低の価格をもって見積した者を新たに契約候補者とし(3)の比較見積参加資格の審査を行う。以後、契約相手方が決定するまで同様の手続を繰り返す。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積した他の者のうち最低の価格をもって見積した者が2者以上あるときは、(2)の審査順位により契約候補者とする。
	（5）	(3)の比較見積参加資格の審査にあたっては、契約候補者は、公告本文に定める資格審査資料を、見積書提出期限（(4)②において新たに契約候補者になった者については、提出を求めた日）の翌日（翌日が大阪市における執務の休日にあたるときは、その翌日とし、休日が連続するときは、休日最終日の翌日とする。以下同じ）の午後5時30分までに提出しなければならない。期限までに提出がない場合は、当該契約候補者のした見積は無効とする。	
	（6）	(4)②の手続きにより契約候補者の見積を無効にした場合には、見積を無効にした理由を付して、当該契約候補者に通知する。	
	（7）	見積提出期限から契約相手方の決定までに、いずれかの比較見積参加資格要件を満たさなくなった場合は、比較見積参加資格を有しない者のした見積とみなし無効とする。	
	（8）	見積提出期限から契約相手方の決定までに、比較見積参加者が次の項目に該当した場合は比較見積参加資格を有しない者のした見積とみなし無効とする。	
		①	大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている。
		②	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている。
	（9）	契約候補者となった者は、正当な理由がある場合を除き、契約相手方となることを辞退することができない。	
7．契約相手方の決定日	原則として、契約相手方の決定日は見積提出期限の翌開庁日（資格審査資料の提出を要する案件の場合は見積書提出期限の４営業日以内）とし、当区より直接、比較見積参加者へ連絡を行う。 なお、連絡する内容は契約相手方及び契約金額とする。		
8．入札保証金及び契約保証金	（1）	入札保証金　　免除	
	（2）	契約保証金 契約金額（単価契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあつては、契約金額を１年当たりの額に換算した額（借入期間が12月未満の場合は、契約期間内に支払うことが見込まれる総額））の100分の10以上納付 ただし、政府公債、大阪市債等の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。 また、次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。	
		①	契約相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証書を提出したとき
		②	契約相手方が国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を１回以上締結し、これをすべて過去２年の間に誠実に履行したと認められるとき ただし、長期継続契約に係る履行実績については、現在履行中であっても、12 か月以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。
		③	契約金額（単価契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じた額、長期継続契約にあっては、予定総額）が500万円未満のとき
9．その他	（1）	提出された資格審査資料等は、比較見積に関する審査以外に使用しない。	
	（2）	契約相手方の決定から契約締結までに、契約相手方が次の項目に該当した場合は、契約の締結を行わないものとする。	
		①	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている
		②	大阪市契約規則第32条第2項の規定により、契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあることその他の理由により著しく不適当であると認められるとき
	（3）	契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。	
	（4）	契約相手方決定後、契約締結までに、契約相手方は大阪市暴力団排除条例（平成23年3月17日制定）第8条第2項の規定に基づく、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。 https://www.city.osaka.lg.jp/keiyakukanzai/page/0000012675.html	
	（5）	この公告に定めのない事項については、関係法令の他、大阪市契約規則の定めるところによる。	